

別表第1（第3条、第9条関係）

1 ハード事業

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額 (注)2	補助金 下限額
【新設組織支援】 新設組織が必要とする農業用機械、農業用施設等を整備する事業	・集落営農組織（設立3年以内）	農業用機械購入費及び農産加工用機械購入費等（トラクター、田植機、防除用ドローン、加工品製造機及び包装機等。ただし事業実施主体が農業サービス事業者（法人）である場合は、防除用ドローンを対象から除く。） 農業用施設請負工事費、農産加工施設請負工事費及び附帯設備費（農機具格納庫及び選別調製施設等）	2/5以内 (市町村の継 足し1/5以上 必須)	8,000千円	120千円
【新設法人支援】 新設法人が必要とする農業用機械、農業用施設等を整備する事業	・集落営農法人（設立5年以内） ・地域農業法人（設立5年以内）		1/2以内 (市町村の継 足し1/6以上 必須)	(10ha以下)10,000千円 (10ha超) 20,000千円	150千円
【規模拡大支援】 規模拡大するために必要となる農業用機械、農業用施設等を整備する事業	・集落営農組織		1/3以内 (市町村の継 足し1/6以上 必須)	6,666千円	100千円
	・集落営農法人 ・地域農業法人		2/5以内 (市町村の継 足し1/5以上 必須)	(15ha以下)12,000千円 (15ha超) 24,000千円	120千円
	【組織間の連携】 ・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業者（法人） ・市町村		1/2以内 (市町村の継 足し1/6以上 必須)	(30ha以下)30,000千円 (30ha超) 50,000千円	150千円
【経営維持支援】 経営を維持・拡大するために必要となる農業用機械、農業用施設等を整備する事業	・集落営農組織		3/20以内 (市町村の継 足し3/20以 上必須)	3,000千円	45千円
	・集落営農法人 ・地域農業法人	(15ha以下) 4,500千円 (15ha超) 9,000千円			
	【組織間の連携】 ・集落営農法人 ・地域農業法人	(30ha超) 15,000千円			
【特別承認支援】 国事業（集落営農活性化プロジェクト促進事業等）を活用する事業	・集落営農組織 ・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業者（法人） ・市町村	補助を受けようとする国事業の補助金交付要綱等で規定する経費	1/5以内 (市町村の継 足し1/10以 上必須)	—	—

(注) 1 補助金額については、事業区分ごとの補助対象経費に補助率を乗じ、1千円未満を切り捨てた金額とする。

2 事業実施主体ごとの令和6年度から令和8年度までの補助金の合計金額が、補助金上限額を超えないものとする。

2 ソフト事業

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額 (注) 6	補助金 下限額
【ステップアップ推進】 集落営農の推進や組織の経営発展のために先進地研修及び講演会等を実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・集落営農法人 ・地域農業法人 	講師等への謝金、バス等の借上げ料、研修先に対する負担金及びその他必要があると認められる経費	定額	500千円/年	—
【デジタル化支援】 栽培管理や経営管理の効率化を図るためにデジタル技術を活用する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農法人 ・地域農業法人 	経営管理システム、水田センサー等購入費及び研修費用等	1/2以内	250千円/年	—
	【組織間の連携】 <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業者（法人） 		定額	500千円/年	—
【高収益作物導入支援】 園芸品目などの高収益作物を導入する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織 ・集落営農法人 ・地域農業法人 	種苗費、諸材料費等	定額	50千円/10a	100千円 (注) 2
【経営管理支援】 経営力を強化するために部門別会計などの管理会計を実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織 ・集落営農法人 ・地域農業法人 	専門家への委託料等	1/2以内	1,000千円/年 (注) 3	—
【担い手育成支援】 オペレーターや兼業就農者を育成するために研修生の受け入れを実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業者（法人） 	種苗費、諸材料費等の研修費用及び研修生の受入謝金	定額	150千円/研修コース (注) 4	—
【雇用確保支援】 国事業（農の雇用事業、雇用就農資金、集落営農活性化プロジェクト促進事業）を活用する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業者（法人） 	国事業の要綱及び要領等で規定する経費	国事業の助成金を除いた額の2/3以内 (市町村の継足し1/3以上必須)	200千円 /12ヶ月/人 (注) 5	—

(注) 1 補助金額については、事業区分ごとの補助対象経費に補助率を乗じ、1千円未満を切り捨てた金額とする。補助率が定額の場合は、補助対象経費の1千円未満を切り捨てた金額とする。

2 事業区分「高収益作物導入支援」の対象とする面積の上限は、全経営面積のうち高収益作物の増加面積とし、下限面積を20アールとする。

3 事業区分「経営管理支援」の補助対象期間は最長3年間とする。

4 事業区分「担い手育成支援」について、コースごとの研修回数は3回以上（3作業以上）とし、研修費用の補助金上限額は全研修の合計額で100千円以内とする。また、研修生の受入謝金については、1回の研修につき5千円以内とする。

5 事業区分「雇用確保支援」の補助対象期間は最長2年間とする。また、活用する国事業のうち集落営農活性化プロジェクト促進事業については、国事業の要綱に規定する「中核となる若者等の雇用」を対象とする。

6 令和6年度から令和8年度までのソフト事業全体の補助金上限額を4,500千円とする。